

災害時における支え愛地域づくり推進事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、住民組織または住民組織の連合体（以下「住民組織等」という。）が主体となって、支え愛マップづくりや地域支え愛会議を通じ、独居、寝たきり及び認知症等の高齢者、障がい者等（以下『要支援者』という。）に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや支え愛避難所、災害時の対応を円滑に進めるための平常時の見守り等の取組及び災害時の要支援者の避難支援に係る課題解決のための支え愛活動の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1)「支え愛マップ」とは、災害時の避難支援や、その対応を円滑に進めるための平常時の見守りなどを目的として、要支援者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図のことをいう。
- (2)「住民組織」とは、住民自治を行うための意思決定機関（総会、役員会等）を有し、それに基づく活動や予算を確保されている最小単位の区域（地域により、自治会、町内会、公民館、地区、集落、地域等と称される範囲）をいう。
- (3)「災害時要支援者対策」とは、住民組織等が主体となって、支え愛マップづくりを通じ、要支援者に対する災害時の避難支援の仕組みや災害時の対応を円滑に進めるための平常時の見守り体制をつくる取組のことをいう。
- (4)「地域支え愛会議」とは、支え愛マップづくりから明らかになった災害時の避難支援に係る課題について、住民同士で共有し、解決に向けた取組を企画していくための場として、住民が自ら主体となって開催する会議（構成員：町内会長、福祉推進員、民生委員・児童委員、老人クラブ会長、関係住民等）のことをいう。
- (5)「支え愛避難所」とは、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例第2条第1項第9号に定める施設をいう。
- (6)「モデル地区」とは、支え愛避難所として必要な物品等が事前に整備される施設を有し、かつ災害時の自主運営に対して意欲のある地区をいう。

(内容)

第3条 鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）を通じて住民組織等が実施する以下の各号の事業に対し、その経費を補助する。

(1) 災害時要支援者対策促進事業

- ア 支え愛マップの作成
 - イ 要支援者の特性に配慮した個別避難訓練の実施
 - ウ 要支援者への災害時の対応を円滑に進めるための平常時における見守り体制の構築
 - エ 要支援者の見守り、避難支援に係る研修会・講習会の実施
 - オ その他、災害時に要支援者の安全安心につながる住民組織等が主体となって行う事業
- ※上記アの事業は必ず行うものとする。

(2) 災害時要支援者対策ステップアップ事業

ア 地域支え愛会議の立ち上げ・運営

イ 地域支え愛会議で認識・共有された災害時の避難支援に係る課題の解決に向けた取り組み

※上記アの事業は必ず行うものとする。

(3) 災害時要支援者対策モデル事業

ア 支え愛マップの作成

イ 要支援者の特性に配慮した個別避難訓練の実施

ウ 要支援者への災害時の対応を円滑に進めるための平常時における見守り体制の構築

エ 要支援者の見守り、避難支援に係る研修会・講習会の実施

オ 地域支え愛会議の立ち上げ・運営

カ 地域支え愛会議で認識・共有された災害時の避難支援に係る課題の解決に向けた取組

キ 地域支え愛会議で認識・共有された「支え愛避難所」の点検・資機材の整備

ク その他災害時に要支援者の安全安心につながる住民組織等が主体となっていく事業

※上記アの事業は、原則、新たに行うものに限る。

※上記ア、イ、オ及びキの事業は必ず行うものとする。

なお、キは資機材を整備しなくても避難所に必要となる資機材の点検のみでも可とする。

※翌年度以降開催する「住民等向けの意識啓発等に係る研修事業」や「災害時要支援者対策のための住民組織間交流事業」において成果発表について依頼があれば協力できない地区は対象外とする。

※避難所が市町村の指定する指定避難所のみであり、「支え愛避難所」が設定できない地区、市町村が安全性などの面で「支え愛避難所」として適当と認めない避難所を設定する地区は、対象外とする。

(4) 災害時要支援者対策のための住民組織間交流事業

ア 支え愛マップづくりに取り組む住民組織等に対する既に支え愛マップづくりに取り組んだ住民組織等による研修や助言の実施

2 前項(1)の補助は、前年度までに「わが町支え愛活動支援事業」若しくは「災害時要支援者対策促進事業」の補助を受けていない住民組織等を対象とする。また、前項(2)の補助は、前年度までに「わが町支え愛活動支援事業」若しくは「災害時要支援者対策促進事業」の補助を受け、かつ「わが町支え愛活動ステップアップ事業」若しくは「災害時要支援者対策ステップアップ事業」の補助を受けていない住民組織を対象とする。また、前項(3)の補助は、前年度までに「わが町支え愛活動支援事業」若しくは「災害時要支援者対策促進事業」の補助を受けていない住民組織等を対象とする。また、前項(4)の補助は、前年度までに「わが町支え愛活動支援事業」若しくは「災害時要支援者対策促進事業」の補助を受けた住民組織等を対象とする。

3 この補助金の交付を受けるにあたっては、第3条1項(1)及び(2)の事業は、各住民組織等の申請ごとに、申請額と同額以上の補助金の交付を市町村から受けることを要件とする。また、第3条1項(3)の事業は、各住民組織等の申請ごとに、申請額の4分の1の補助率を乗じて得た額以上の補助金の交付を市町村から受けることを要件とする。

(補助金交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表1に定める対象経費に補助率を乗じて得た額以下とし、限度額の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 市町村社協がこの補助金の交付を受けようとするときは、第3条1項(1)から(3)の事業については、災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金交付申請書(様式1)に別紙1又は市町村が定めた住民組織の事業計画書、別紙3並びに別紙3の2又は市町村が定めた住民組織の収支予算書並びに収支予算内訳書の写し、第3条1項(4)の事業については、災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金交付申請書(様式1)に別紙2、別紙3、別紙3の2を添付し、別に定める日までに、県社協会長に提出しなければならない。

なお、第3条1項(1)から(3)の事業については、市町村が市町村社協に交付した補助金の交付決定通知書の写しを添付し、別に定める日までに、県社協会長に提出しなければならない。

2 第3条1項(2)に係る補助金の交付を受けようとするときは、前項に定めるもののほか、別紙4を添付するものとする。

(交付の決定)

第6条 県社協会長は、市町村社協から前条の申請書が提出された場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金交付決定通知書(様式2)により通知するものとする。

2 第1項にもとづく交付決定のうち、第3条1項(2)に係るものについては、県社協会長がその方法を別に定めるものとする。

(支払方法)

第7条 補助金の交付の決定を受けた市町村社協で補助金の支払を請求しようとするものは、災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金交付請求書(様式3)を県社協会長に提出するものとする。

2 前項により提出を受けた補助金交付請求書については、原則として各月20日を締め日とし、同月25日に補助金を交付する。ただし、25日が休日に当たる場合はその直後の金融機関の営業日に交付する。

(実績報告書)

第8条 市町村社協は、当該補助事業の実績報告を当該年度の3月1日までに、事業の成果を記した災害時における支え愛地域づくり推進事業実績報告書(様式4)に、第3条1項(1)から(3)の事業については、別紙1又は市町村が定めた住民組織等の事業報告書、別紙3並びに別紙3の2又は市町村が定めた住民組織等の収支決算書並びに収支内訳書の写し、第3条1項(4)の事業については、別紙2、別紙3並びに別紙3の2を添付し、県社協会長に提出しなければならない。

なお、第3条1項(1)から(3)の事業については、市町村が市町村社協に交付した補助金

の額の確定通知書の写しを添付するものとする。

- 2 市町村社協は、当該補助事業の実績報告を住民組織等から受けた後に、住民組織等が支え愛マップを更新した場合は、更新した支え愛マップの提供を求めるとともに、市町村にも提供しなければならない。

(調査)

第9条 県社協会長は、必要があると認めるときは、実施要綱第3条に定める事業の実施内容及び会計の状況に関し、報告を求め調査を行うことができるものとする。

(返還)

第10条 県社協会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の全額または一部の返還を請求する。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受給したことが判明したとき。
- (2) 補助金を対象事業または対象経費以外に使用したとき。
- (3) 補助対象事業が縮小、中止もしくは継続不能となり、または補助対象期間内に完了できないとき。
- (4) 補助対象事業の終了時において、事業実績が交付金額を下回ったとき。

(その他)

- 1 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

(別表 1)

事業名	事業実施主体	対象経費	補助率	限度額
(1) 災害時要 支援者対策促進 事業	住民組織等	第3条1項(1)に掲げる事業の 実施に必要な報償費、旅費、需用 費(消耗品費、燃料費、食糧費、 印刷製本費)、役務費(通信運搬 費、手数料、保険料)、使用料及び 賃借料、備品購入費。 ※需用費及び備品購入費で購入 した物品のうち、事業実施主体の 構成員の個人所有となるものは 対象外とする。 ※食糧費については、事業実施主 体の構成員の飲食経費は対象外 とする。	1/2	1 住民組織等当た り 25,000 円
(2) 災害時要 支援者対策ステ ップアップ事業	住民組織等	第3条1項(2)に掲げる事業の 実施に必要な報償費、旅費、需用 費(消耗品費、燃料費、食糧費、 印刷製本費)、役務費(通信運搬 費、手数料、保険料)、使用料及び 賃借料、備品購入費。 ※需用費及び備品購入費で購入 した物品のうち、事業実施主体の 構成員の個人所有となるものは 対象外とする。 ※食糧費については、事業実施主 体の構成員の飲食経費は対象外 とする。	1/2	1 住民組織等当た り 50,000 円
(3) 災害時要 支援者対策モデ ル事業	住民組織等	第3条1項(3)に掲げる事業の 実施に必要な報償費、旅費、需用 費(消耗品費、燃料費、食糧費、 印刷製本費)、役務費(通信運搬 費、手数料、保険料)、使用料及び 賃借料、備品購入費。 ※需用費及び備品購入費で購入 した物品のうち、事業実施主体の 構成員の個人所有となるものは 対象外とする。	3/4	1 住民組織等当た り 75,000 円

		※食糧費については、事業実施主体の構成員の飲食経費は対象外とする。		
(4) 災害時要 支援者対策のため の住民組織間 交流事業	市町村社協	第3条1項(4)に掲げる事業の 実施に必要な報償費	10/10	1件当たり 30,000 円

(様式 1)

第 号
平成 年 月 日

鳥取県社会福祉協議会会長 様

住 所
名 称
代表者名

㊞

平成 年度災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金交付申請書

この事業について、下記により実施したいので、災害時における支え愛地域づくり推進事業実施要綱第 5 条の規定に基づき申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 申請額の内訳

補助事業区分	交付申請額
災害時要支援者対策促進事業	円
災害時要支援者対策ステップアップ事業	円
災害時要支援者対策モデル事業	円
災害時要支援者対策のための住民組織間交流事業	円

(添付書類)

- 1 事業計画書 (別紙 1) 又は市町村が定めた住民組織等の事業計画書 (写し)
- 2 事業計画書 (別紙 2)
- 3 収支予算書 (別紙 3 及び別紙 3 の 2) 又は市町村が定めた住民組織等の収支予算書 (写し)
- 4 市町村が交付した補助金交付決定通知書 (写し)
- 5 申請一覧 (別紙 4)

(様式2)

鳥社協発第 号
平成 年 月 日

市町村社会福祉協議会会長 様

鳥取県社会福祉協議会会長

平成 年度災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号で申請のあった標記事業については、下記のとおり交付することに決定しましたので、別添補助金交付請求書により請求されるよう通知します。

記

1 補助対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 補助金額
金

円

3 交付の時期

平成 年 月 日

4 交付の方法

当該社会福祉協議会の請求をもって、銀行振込で行う。

(様式3)

番 号
平成 年 月 日

鳥取県社会福祉協議会会長 様

住 所
名 称
代表者名

㊞

平成 年度災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付鳥社協発第 号で交付決定のあった標記補助金について、災害時における支え愛地域づくり推進事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

※補助金送金先

金 融 機 関 名	
支 店 ・ 口 座 番 号	支店 No.
預 金 者 名 義 (フリカギ)	()

(様式4)

番 号
平成 年 月 日

鳥取県社会福祉協議会会長 様

住 所
名 称
代表者名

㊞

平成 年度災害時における支え愛地域づくり推進事業実績報告書

平成 年 月 日付鳥社協発第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、災害時における支え愛地域づくり推進事業実施要綱第8条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 補助金実績額 金 _____ 円

2 実績額の内訳

補助事業区分	実績額
災害時要支援者対策促進事業	円
災害時要支援者対策ステップアップ事業	円
災害時要支援者対策モデル事業	円
災害時要支援者対策のための住民組織間交流事業	円

(添付書類)

- 1 事業報告書 (別紙1) 又は市町村が定めた住民組織等の事業報告書 (写し)
- 2 事業報告書 (別紙2)
- 3 収支決算書 (別紙3及び別紙3の2) 又は市町村が定めた住民組織等の収支決算書 (写し)
- 4 市町村が交付した補助金の額の確定通知書 (写し)

(別紙1)

平成 年度

災害時要支援者対策促進事業	} 計画(報告)書
災害時要支援者対策ステップアップ事業	
災害時要支援者対策モデル事業	

事業実施主体(間接補助事業者)

1 実施地区	
2 実施体制	
3 事業内容	
4 事業の目標・期待される効果	
(事業の成果)	

※報告書には、作成した「支え愛マップ」を添付すること。(コピーでも可)

他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所有している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

補助金名	事業内容	問い合わせ先

※標題のいずれかの事業名に○をしてください。

(別紙2)

平成 年度 災害時要支援者対策のための住民組織間交流事業計画 (報告) 書

事業実施主体 (間接補助事業者)

1 派遣元住民組織名 (地区名)	地区名	地区代表者名
2 派遣先住民組織名 (地区名)	地区名	地区代表者名
3 目的		
4 内容		

他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所有している部署名や団体名及び連絡先) を記載してください。

補助金名	事業内容	問い合わせ先

(別紙3)

平成 年度

〔 災害時要支援者対策促進事業
災害時要支援者対策ステップアップ事業
災害時要支援者対策モデル事業
災害時要支援者対策のための住民組織間交流事業 〕

収支予算(決算)書

事業実施主体(間接補助事業者)

収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額) (A)	前年度予算額 (本年度予算額) (B)	増 減 (A)-(B)	摘 要
県補助金				
市町村補助金				
計				

支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額) (A)	前年度予算額 (本年度予算額) (B)	増 減 (A)-(B)	摘 要
災害時要支援者対策促進事業				
災害時要支援者対策ステップアップ事業)				
災害時要支援者対策モデル事業				
災害時要支援者のための住民組織間交流事業				
計				

※標題のいずれかの事業名に○をしてください。

(別紙3の2)

平成 年度 {

 災害時要支援者対策促進事業
 災害時要支援者対策ステップアップ事業
 災害時要支援者対策モデル事業
 災害時要支援者対策のための住民組織間交流

} 支出予定(支出)額内訳書

事業実施主体(間接補助事業者)

(単位:円)

科 目	支出予定(支出)額	積 算 内 訳
報償費		
旅費		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
食糧費		
印刷製本費		
役務費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合 計		

※標題のいずれかの事業名に○をしてください。

※単価3万円未満の器具等の購入は、消耗品費に計上してください。

(別紙4)

災害時要支援者対策ステップアップ事業 申請一覧

社協名 _____ 社会福祉協議会

順位	事業実施主体名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※順位は、県社協において交付決定の調整が必要となった際に参考とするものです。